

## 第16回新市民会館整備等調査特別委員会会議記録

日 時 令和3年2月24日(水曜日)  
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午後 1時13分 開議  
午後 1時19分 散会

### 付託事件

#### (1) 新市民会館及び周辺地域の整備に関する事項

#### 1 本日の会議に付した事件

##### (1) 水戸市民会館に関することについて

#### 2 出席委員(24名)

委員長	渡 辺 政 明 君	副委員長	高 倉 富 士 男 君
委員	萩 谷 慎 一 君	委員	土 田 記 代 美 君
委員	田 中 真 己 君	委員	中 庭 次 男 君
委員	佐 藤 昭 雄 君	委員	綿 引 健 君
委員	木 本 信 太 郎 君	委員	後 藤 通 子 君
委員	田 口 文 明 君	委員	森 正 慶 君
委員	鈴 木 宣 子 君	委員	黒 木 勇 君
委員	大 津 亮 一 君	委員	須 田 浩 和 君
委員	栗 原 文 隆 君	委員	袴 塚 孝 雄 君
委員	五 十 嵐 博 君	委員	小 川 勝 夫 君
委員	安 藏 栄 君	委員	田 口 米 蔵 君
委員	松 本 勝 久 君	委員	福 島 辰 三 君

#### 3 欠席委員(3名)

委員	滑 川 友 理 君	委員	飯 田 正 美 君
委員	小 泉 康 二 君		

#### 4 委員外議員出席者(1名)

議 長 内 藤 丈 男 君

#### 5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長	田 尻 充 君	副市長	秋 葉 宗 志 君
市長公室長	小 田 木 健 治 君	政策企画課長	宮 川 孝 光 君
交通政策課長	須 藤 文 彦 君		
総務部長	園 部 孝 雄 君		

財 務 部 長	白 田 敏 範 君	財 務 部 参 事 兼 財 政 課 長	梅 澤 正 樹 君
市 民 協 働 部 長	川 上 幸 一 君	市 民 協 働 部 長 副 部 長	小 嶋 い つ み 君
市 民 協 働 部 監 技	太 田 達 彦 君	文 化 交 流 課 長	三 宅 陽 子 君
新 市 民 会 館 長 整 備 課 長	篠 原 芳 之 君		
産 業 経 済 部 長	鈴 木 吉 昭 君	産 業 経 済 部 参 事 兼 商 工 課 長	長 谷 川 昌 人 君
建 設 部 長	渡 邊 雅 之 君	建 築 課 長	大 和 田 聡 君
都 市 計 画 部 長	加 藤 久 人 君	都 市 計 画 部 技 監 兼 泉 町 周 辺 地 区 開 発 事 務 所 長	大 和 直 文 君
都 市 計 画 課 長	柴 崎 美 博 君		

6 事務局職員出席者

事 務 局 長	小 嶋 正 徳 君	事 務 局 次 長 兼 総 務 課 長	関 谷 勇 君
議 事 課 長	永 井 誠 一 君	法 制 調 査 係 長	富 岡 淳 君
書 記	武 田 侑 未 子 君	書 記	堀 江 良 君

午後 1時13分 開議

○渡辺委員長 御苦労さまでございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから第16回新市民会館整備等調査特別委員会を開催いたします。議事に先立ちまして、滑川委員、飯田委員、小泉委員が所用のため欠席との連絡がありましたので、御報告します。

それでは、これより議事に入ります。

本日の報告事項は1件でございますが、本件につきましては、第1回定例会に提出が予定されている案件でございますことから、本日は説明を行うにとどめたいと思いますので、御了承を願います。

それでは、水戸市民会館に関することについて、執行部から説明を願います。

篠原新市民会館整備課長。

○篠原新市民会館整備課長 それでは、水戸市民会館に関することにつきまして、市民協働部新市民会館整備課提出の資料により御説明いたします。

1ページを御覧ください。

1の制定理由につきましては、水戸市民会館の設置及び管理について必要な事項を定めるものでございます。

続きまして、2の主な制定内容につきましては、裏面の2ページから記載してございます条文により、御説明をさせていただきたいと思っております。

2ページを御覧ください。

第2条において、新市民会館の設置について規定してございます。

新市民会館は、芸術文化の振興及び市民が集い、交流することによるにぎわいの創出を図り、もって活力ある地域の形成に資するため、設置するものでございます。名称は、水戸市民会館。位置は、水戸市泉町1丁目7番1号となります。

第3条において、新市民会館の施設を規定してございます。

第4条において、新市民会館が行う事業を規定しております。

新市民会館においては、市民の芸術文化の鑑賞、普及等のための事業、市民の交流促進に資する事業などを行うこととしております。

3ページを御覧ください。

第5条及び第6条において、新市民会館の管理を指定管理者に行わせること及びその業務を規定してございます。

第7条においては、開館時間及び会館の休日を規定しております。

第8条から第11条において、利用の許可等に関することについて規定しております。

第8条第1項において、利用の際に許可が必要な施設として、各ホール、各会議室等の有料施設と附属設備、エントランスロビー、ホワイエなどの有料施設以外の部分を規定してございます。このうち、有料施設については、その利用内容や利用者の利便性を考慮し、第8条第2項及び第3項において、大ホールをはじめとするホール、展示室、大会議室等については、時間区分を単位として、第4項において、中会議室をは

じめとする会議室，多目的室，和室については1時間を単位として許可することとしております。また，第5項において，有料施設以外の部分を占用する利用については，許可の単位を1日としております。

4ページ下段の，第12条から第14条において，利用料金に関することについて定めてございます。

第12条第1項において，利用料金を指定管理者の収入とすることを定め，第2項から第5項までの規定において，有料施設と附属設備の利用，占用利用の利用料金の上限額を定めております。また，有料施設については，時間区分を単位として許可する大ホール等については，8ページから11ページに記載の別表第1に，1時間を単位として許可をいたします中会議室等については，12ページに記載の別表第2に具体的な額を定めてございます。

利用料につきましては，類似施設を参考に設定をさせていただいたものでございます。

5ページを御覧ください。

第4項の附属設備につきましては，附属設備ごとに1日当たりの上限額を6万円とし，具体的な金額は規則で定めるものでございます。

第5項の有料施設以外の部分の占用利用の場合については，その利用する部分1平方メートル当たり，1日につき110円を超えない範囲内の額としております。

そのほか，第16条において，職員の立入りに関する規定，第18条において，禁止事項に関する規定など，公の施設の管理運営に必要な事項を定めてございます。

恐れ入ります。資料の1ページにお戻りいただきたいと思っております。

3の施行期日につきましては，公布の日から起算して2年4月を超えない範囲内において規則で定める日を条例の施行日とし，新市民会館の管理に係る準備行為の規定や，旧条例の廃止，関係条例の改正等につきましては，公布の日とするものでございます。

13ページには参照条文を添付してございますので，後ほどお目通しを願います。

説明は以上でございます。

○渡辺委員長 ありがとうございます。

それでは，本件については終わります。

以上をもちまして，本日の特別委員会を散会します。

御苦労さまでございました。

午後 1時19分 散会